

第2章 計画の期間、構成および推進

1 計画の期間

長期的展望に立った総合的なまちづくりの指針であるため、10年間とします。

なお計画は社会経済情勢の変化や政策の評価などを踏まえ、必要に応じて見直します。



計画の期間、構成および推進



2 計画の構成

計画は「10年後のまちの姿」を目指して、すべての政策を進める上で重視する「基本的な考え方」と、まちの姿を実現するための「政策目標」で構成され、総合戦略および関連する各個別計画により推進します。



3 計画の推進

計画の推進にあたっては、10年後のまちの姿を見据えた上で、現在を振り返り政策を立案し、それに基づき各施策や事業に取り組みます。

施策や事業の推進にあたっては、市が策定する各個別計画に基づき、関連する情報や統計等のデータなどを客観的な根拠として活用します。

なお計画の進行管理については、関係性の深い「勝山市地方創生総合戦略」で行います。また毎年度の庁内内部評価および総合行政審議会の外部評価による政策の効果検証を行います。それらを踏まえ、毎年度の予算編成に基づき施策や事業を的確かつ計画的に実行することで、10年後のまちの姿の実現を目指します。



計画の期間、構成および推進

